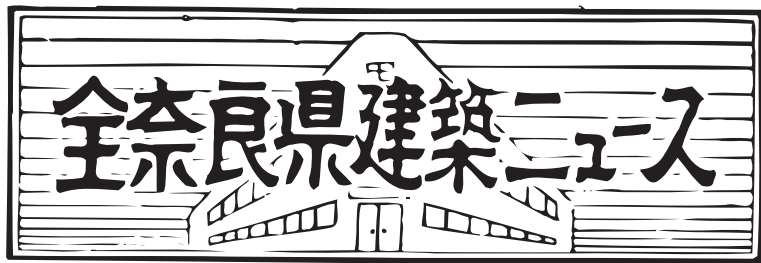


スローガン

令和7年度全国安全週間
「多様な仲間と
築く安全 未来の職場」

本週間 7月1日から7月7日まで
準備期間 6月1日から30日まで



発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
<http://www.narakenchiku.com>
access-mail@narakenchiku.com

2,200人早期復活を目指し

拡大は「仲間からの紹介」

4月～5月の組織拡大運動にご協力ありがとうございました。

17名の仲間が新たに組合に加入しました。

組合員の皆さんには日頃より組織拡大運動ならびに組合諸活動にご協力頂き、厚く御礼を申し上げます。各支部では工夫を凝らし、現場訪問行動では組合パンフやティッシュの配布、中建保険証交換会や労災更新手続きの機会を通じての声かけなどを実践してきました。

各支部は秋に目標を打ち立て、新規加入者105名の目標達成に向け、支部役員・分会長・班長さんはじめ組合員皆さんの意欲と決意により拡大行動に取り組みました。

そうした地道な活動により4月から5月における新規加入者数は17名で、昨秋からの新規加入者数も51名となり、10月末までに105名の新規加入者目標達成に向け一丸となり取組んでいきます。

新規加入者の動機として最近増えているのが、住販メーカーやゼネコン企業から労災保険特別加入を求められるケースが多くなっており、その要因から各支部より「一人親方労災を目的とした新規加入が多くなっている」との報告も寄せられています。

本部書記局では行動週間に宣伝カーを走らせ現場訪問行動を実施し、職人さんや現場監督に組合パンフを手渡し組合啓発に努めました。地道な声掛け運動が必ず実を結ぶことを信じ、今後も足を運んで行かなければなりません。

建設業就業者の大多数は組合に未加入です。あなたの周囲に組合に入っていない人はきつというはず。何よりもほとんどの新加入者は、仲間からの紹介による組合加入です。「仲間からの紹介」こそ、組織をさらに大きく強くしていく一番確かな道であり、要求実現へと繋がります。

皆さんのご協力を頂きながら、一人でも多くの仲間の拡大に向け、早期2200人復活を目指します。



生駒・奈良支部の役員さん、奈良青協からも連帯協力



来店した建築職人さんに声掛けをして説明

2回目の組合宣伝行動として、5月16日(金)の朝7時半から9時までコーナンプロ三条大路店において、生駒支部より瀧口支部長、有山副支部長、奈良支部より仲野さん、奈良青協より増田副議長の協力を頂いて組合宣伝行動を実施しました。

コーナンPRO三条大路店で 第二弾の組合宣伝

現場で使用する資材を購入するために来店された建築職人の方、職人風の方たちにも声を掛けて約50人の方に組合パンフやティッシュを手渡しました。

瀧口支部長は生駒市内の建築業者の方に「労災や健康保険を取り扱っています。興味のある方は事務員も居りますので、ぜひお問合せ下さい」と説明をしていました。有山さんは二館前で合板等を購入された建築業者にパンフを手渡していました。

青協の増田さんは顔見知りの業者さんに声掛けをし、中建国保に関心があるということで説明をし、是非、組合加入をお願いされていました。

建築組合を知ってもらう上では小さなきっかけかも知れませんが、行動を積み重ねていくことで今後の大きな成果に繋がると信じています。配布した宣伝物を現場等で使用してもらうことによって組合の名が広まれば良いなとも思います。

一人一人の力は弱くても、その力を集めて組合が大きくなることで、国や地方自治体は要求に耳を傾けます。建築労働者・職人の結集を大きくすることで諸要求を実現し、仕事と暮らしを守ってきた歴史があります。「数は力」です。

(本部書記 中西記)

国交省通達 簡易な屋根・外壁の改修は確認申請不要

国交省住宅局は、2月8日「屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて」を発出しました。(下図参照) この中で、屋根ふき材のみの改修やカバー工法による改修、外壁の外装材のみの改修、外壁の内側からの断熱改修などは、大規模な修繕や模様替えに当たらず、確認申請は不要と明記しました。

一方、外装材の改修時に外壁全体を改修する場合は確認申請が必要としています。こうした判断基準が示されたことは重要ですが、カバー工法による重量増に対する構造の安全性や防災規制等の適合性など課題も山積みです。完了検査を受けていない建物をリノベする際の手続きの合理化、遡及適用の考え方の整理などたくさんあります。

全建総連では、関係団体とも連携して国交省住宅局と定期的に意見交換して、リフォーム市場の混乱と停滞を防止するための対策を全力で求めています。

1. 外壁の改修

- 外壁の外装材のみの改修等を行う行為、又は外壁の内側から断熱改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- ただし、外壁の外装材のみの改修等を行う行為であったとしても、当該行為が外壁の全てを改修することに該当する場合は、この限りでない。
- 既存の外壁に新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 外壁の外装材のみの改修等

木造(充填断熱の場合)

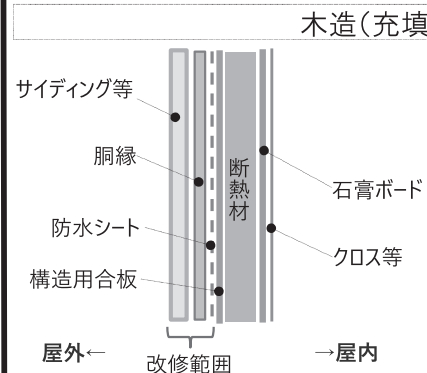


図1-1 横から見た断面図

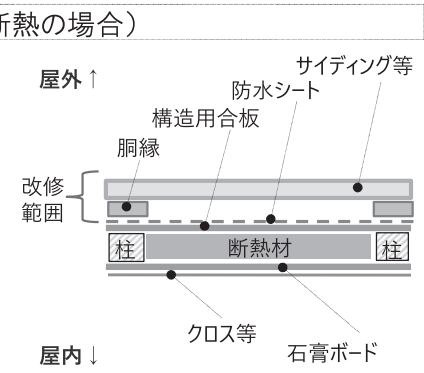


図1-2 上から見た断面図

鉄骨造(充填断熱の場合)

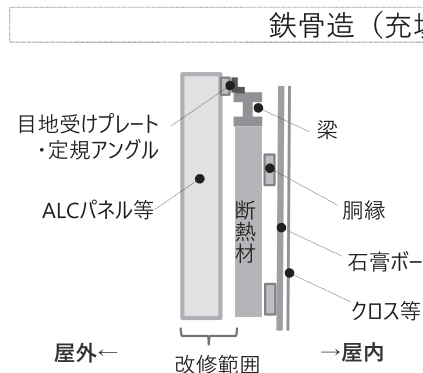


図1-3 横から見た断面図

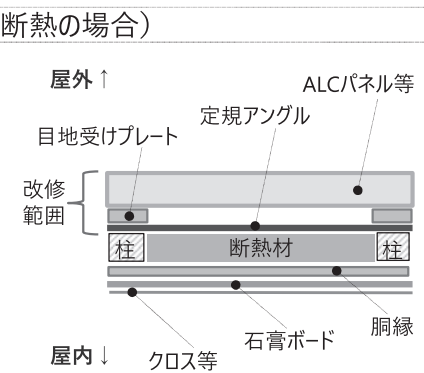


図1-4 上から見た断面図

RC造(壁式構造・外断熱の場合)

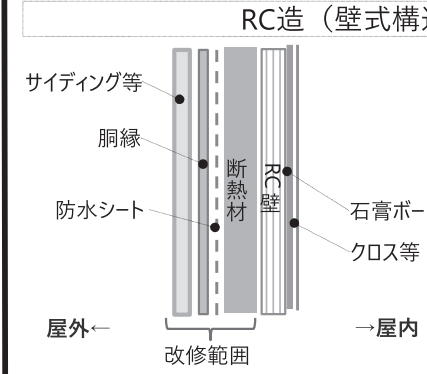


図1-5 横から見た断面図

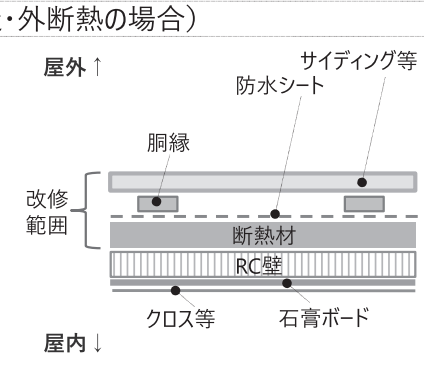


図1-6 上から見た断面図

<注意>

外装材の改修を行うことで外壁の全ての材を改修することになる場合、その改修部分の見付面積が過半であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。

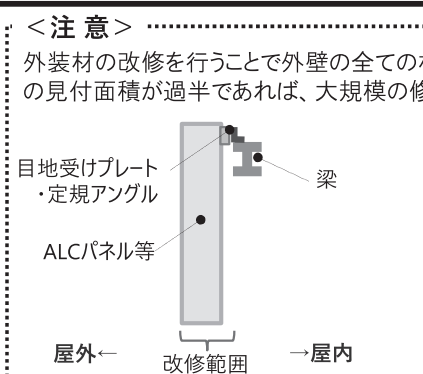


図1-7 横から見た断面図

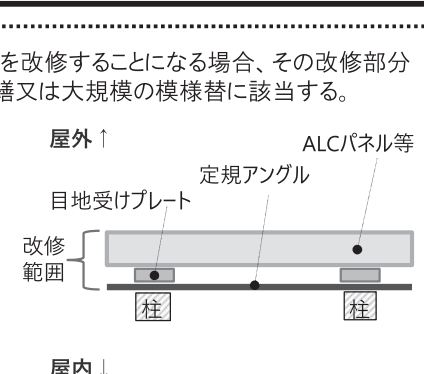


図1-8 上から見た断面図

熱中症にご注意を こまめな水分・塩分補給と十分な休憩を

- 熱中症が発生しやすい季節になりました。建設現場は高温多湿な現場で作業することも多く、特に熱中症を生じやすい労働環境にありますので、正しい知識と適切な応急処置が必要です。次のような症状が出た場合、熱中症を疑ってください。
- ①軽度の症状（現場での応急処置で対応できる）めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗がとまらない
 - ②中程度の症状（病院への搬送が必要）頭痛、吐き気、体がだるい(倦怠感)、虚脱感
 - ③重度の症状（入院して集中治療の必要性がある）意識がない、けいれん、高い体温である、呼びかけに対して返事がおかしい、まっすぐに歩行・走行できない

熱中症が疑われたとき

- 死に直面した緊急事態であることを、まず認識しなければなりません。重症の場合は救急隊を呼ぶことと同時に、現場ですぐに体を冷やすことが大事です。
- ①涼しい環境への避難
風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させましょう。
 - ②脱衣と冷却
衣服を脱がせて、体から熱の放射を助けます。皮膚に水を掛けて、うちわや扇風機等で扇ぎ、体を冷やします。体温の冷却は出来るだけ早く行う必要があります。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げるができるかにかかっています。
 - ③水分・塩分の補給
冷たい飲み物を飲ませます。冷たい飲み物は、胃の表面で熱を奪います。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補えるスポーツドリンクなどが最適ですが、食塩水（1ℓに1～2グラムの食塩を入れたもの）でもよいです。呼びかけや刺激に対する反応がおかしいなど意識障害がある場合には、経口から飲ませることは危険です。
 - ④医療機関へ運ぶ
自力で水分の摂取ができないときは、緊急で医療機関に搬送しましょう。

中建国保加入者の方へ

交通事故 のとき！



交通事故で
受けたケガなどの
治療費は、自身の過失を除き、本来は加害
者が負担すべきものです。中建国保の保険
証で治療を受けても、中建国保は加害者に
かわって一時治療費を立て替えるだけです。

- 交通事故で中建国保の保険証を使う場合
は、支部・出張所に連絡しましょう。
(第三者行為の届出が必要です)

仕事中のケガは 労災保険で！

仕事中のケガ、仕事が原因でお
きた病気、通勤途中でおきた事
故は労災保険で治療を受ける
のが原則です。中建国保の保険
証は使用せず、お医者さんの窓口で「仕事中のケガです」とはっ
きり言い、労災保険から給付を受ける手続きをしましょう。



- 仕事や通勤途中のケガ
は労災保険で治療しま
しょう。
- 仕事中のケガなどで中
建国保の保険証を使う
場合は、支部・出張所
に届出ましょう。

被保険者資格の異動手続きについて

中建国保をやめるときは、
すみやかに保険証をお返ください。

あなたの世帯に次のような
異動があったら…

14日以内に組合に
届け出てください

※届出が遅れると、さかのぼって保険料をおさめたり、
保険給付がうけられなくなることがあります。

出生、結婚、転入などで
家族が増えたとき

必要なもの
住民票、資格喪失証明等、
個人番号確認書類、身元確認書類

転出、就職などによる他保険加入、
死亡などで家族がやめるとき

必要なもの
保険証、住民票
(または資格取得証明書、死亡証明)、
個人番号確認書類、身元確認書類

住所が変わったとき

必要なもの
保険証、世帯全員の住民票、
個人番号確認書類、身元確認書類

就学のため親元を離れ
住所が変わるとき

必要なもの
在学証明、
個人番号確認書類、身元確認書類

氏名が変わったとき

必要なもの
保険証、戸籍抄本、
個人番号確認書類、身元確認書類

組織拡大行動に取り組んでいます！～組合未加入の方を 紹介してください～

「声を大きく、団結を大きく」して仕事とくらしを守ろう！

私たちの切実な要求の実現には「数の力」(組合力)がカギをにぎります。

「きびしい今こそ仲間の支えあい」～多くの仲間の協力が必要です！

仲間の皆さんの「日常のつながり」を活かして未加入者をご紹介ください。

組合が大きくなれば、魅力・メリットも充実・発展へ！

建設国保や共済などの事業は仲間が増えれば充実・発展につながります。





清掃活動に参加されたみなさん



奉仕活動後にはB B Qで懇親会

飛鳥川遊歩道を
清掃奉仕&BBQ

檀原支部青年部

4月27日（日）晴天の中、飛鳥川遊歩道と組合本部周辺の草刈りと桜の花びら掃除を朝9時より総勢26名で開催しました。檀原支部青年部による清掃奉仕活動ですが、当日は本部役員・五條・天理・奈良・香芝の各支部青年部員が応援に駆けつけていただき約2時間の清掃活動となりました。

飛鳥川遊歩道に舞い散った桜の花びらが散らばり、20袋にもなるゴミを収集することができました。参加された皆さんは貴重な休みをボランティア活動にあてて頂き、誠にありがとうございました。おつかれさまでした。そして終了後は檀原支部主催のBBQを開催し、これからの青年部活動や

組合活動について有意義な意見交換もできました。このような場を次年度も継続できるように頑張りたいです。
（檀原青年部長 古川勝浩記）

青年組合員のみなさん

青年部に入ろう！



苦労も喜びも共有する同世代の仲間です！
一人より二人です。

青年部は建築現場で働く概ね40歳以下の青年が加入しています。みんなで集まりワイワイと交流し、“楽しみつつ学ぶ”を合言葉に様々な取り組みをしています。

各支部青年部では幼稚園での奉仕活動・地域フェスタでの木工教室・家族レクリエーション（BBQ・潮干狩り）など精力的に活動しています。

奈良建築青協では仕事上の悩みや組合活動等について話し合ったり、建築知識を深めるための学習会、ゴルフやボーリング大会、家族会BBQ等で交流を深めています。

全 国青協や関西青協では諸会議や交流集会等で交流を図り情報交流も行っています。

何よりも職人の手が足りない、工期に間に合わないなど、どうしようかと困ったときには、仲間同士の横のつながりを活かし助け合っています。

青年部に加入して、まずは一緒に楽しく活動してみませんか。

～ 労 災 保 険 の 特 別 加 入 ～

一人親方労災の加入範囲
年間100人工未満の労働者使用

建築・建設の事業を行う方で、労働者を使用しないで建設業などを行うことを常態とする方が一人親方労災に加入することができます。

ただし、1年間において労働者を使用する見込みが“100人工未満”となるような場合に加入できます。

一人親方労災は基本的に外注扱いとされていますので、すべての労災事故に一人親方労災を適用するという訳ではありません。あくまでもその現場でどのような形態で働くかによって変わってくる可能性があります。

① 元請労災の適用になります。

一人親方労災加入者が、時に臨時の応援（職人）として働く場合や、事業所の常用職人として働く場合は、本人が加入している一人親方労災ではなく、元請労災を使用することになります。労働条件通知書を交わし雇用関係を明確にしておいて下さい。

② 職人を雇用した場合は、必ず一括有期労災に加入を！

一人親方労災に加入している人が“元請”をした場合に、本人がケガした場合は一人親方労災を使用しますが、臨時の応援（職人）を頼んだり、下請の事業主が職人を連れてきた場合には、一人親方労災ではこれらの人に補償を行うことができません。一括有期労災に加入する必要があります。

③ 親子(同居家族)で仕事をしている場合は、個々に一人親方労災保険に加入しないと労災保険は適用されません。

中 小 事 業 主 特 別 加 入 労 災 と は

常時職人さんを雇用している場合は、一括有期労災保険に加入しなければなりません。その事業主本人や同居の親族（法人は取締役等）は、事業主（家族）特別加入することで、労災補償を受けることになります。

「事業主特別加入と一人親方労災とは補償範囲が異なります」

- 事業主特別加入の休業補償は、原則、療養のため全部労働不能であることが支給条件です。全部労働不能とは、入院しているか又は通院日のため従来の業務が全く出来ない状態等をいいます。
- 一人親方労災は基本的に一般労働者と同じ補償で365日補償の対象となります。

出産祝い金制度

青年組合員さん
交付申請を忘れずに

組合では青年組合員の皆さんのお子様の誕生を祝い、健やかな成長を願って、平成20年から出産祝い金を給付しています。

給付を受けられる方は、対象児の出生日前、1年以上引き続き組合に在籍していること。組合費及びその他の義務負担金を滞納していないことが必要条件です。

支給額は、1人につき2万円です。

申請手続きや必要書類については、所属支部や組合本部までお問合せ下さい。

※申請期限は、対象児の出生の日の翌日から2年以内にご提出ください。

「合格祝い金」 & 「資格取得報奨金制度」
交付申請を忘れずに！

全建総連の「資格取得報奨金制度」

◎支給条件（支給対象者）
※受検（験）及び受講時、支給時に組合員であること。
※資格取得日が平成30年4月1日以降で、新規に資格取得された方。

◎対象資格と支給金額

区分1 10,000円
一級建築士、設備設計建築士、構造設計建築士、一級施工管理技士、
一級技能士、第一種電気工事士、電気主任技術者（一、二種）、
電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者

区分2 5,000円
二級建築士、木造建築士、二級施工管理技士、二級技能士、
第二種電気工事士、電気主任技術者（三種）、電気通信工事担任者、
職業訓練指導員免許

区分3 2,000円／作業主任者
足場の組立て等、木造建築物組立て等、有機溶剤、石綿、ガス溶接、
鉄骨組立て、土止め、地山掘削、型枠支保工、木材加工用機械など。
※玉掛、高所作業、車両系建設は対象外。

組合の「合格祝い金」

◎対象資格 技能検定合格者ならびに技能講習（作業主任者）修了者
◎助成金額 3,000円
◎交付対象者 組合加入後に資格取得、かつH24年3月1日以降に合格（修了）された方

◎共通した書類と提出方法
・申請書 申請書はFAXにて送付させていただきます。
・添付書類 資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了証の写し、認印）
・身分証明 運転免許証など
・提出方法 組合本部までご持参または郵送して下さい。

◎支給方法 組合本部窓口にて支給

（例）2級技能士合格の場合、組合3千円・全建総連5千円 計8千円
作業主任者修了の場合、組合3千円・全建総連2千円 計5千円

奈良	128
生駒	169
山添	29
都祁	13
郡山	53
斑鳩	46
天理	159
東宇陀	17
田原本	70
北葛	288
桜井	125
香芝	101
宇陀	122
橿原	455
菟田野	41
東吉野	18
御所	82
吉野	51
中吉野	57
五条	92
川上	10
西吉野	6
天川	2
十津川	12
下北山	3
合計	2149

『先月より19名減』

組合員 2、149名
支部組織人員(令和7年5月20日現在)

ようこそ
組合の仲間へ

令和7年5月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
奈良	中島 諒	37	解体業	植原 賢治
生駒	池田 采加	26	内装工	瀧口 宏
北葛	小崎 公壽	46	金物工	藤井本正明

心からご冥福をお祈りいたします

亡くなられた仲間
令和7年4月死亡
宇陀支部 山中 清己氏 左官(74歳)
令和7年5月死亡
東宇陀支部 小久保恭典氏 鉄工(76歳)
宇陀支部 石谷 久雄氏 建築業(77歳)
吉野支部 川畑 守氏 タイル(76歳)



今月の労災事故件数

(令和7年4月21日～
令和7年5月20日まで)
一人親方1件／一括有期4件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	0	0	0	0
2. 転倒	0	0	0	0
3. 飛来・落下	0	0	1	1
4. 電動工具	1	2	0	3
5. 切れ・擦れ	0	0	0	0
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	0	1	1
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他(激突・感電等)	0	0	0	0
合計	1	2	2	5

情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や建災防奈良県支部では
各種技能講習会をおこなっています。
※(組本)は組合本部が会場

◎奈良県労働基準協会主催

問合せ先 074213612040

◎玉掛け技能講習

学科 7月17日～18日(組本) 実技 7月19日

◎フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 6月24日

◎石綿作業主任者技能講習

学科 7月10日～11日

◎有機溶剤作業主任者技能講習

学科 7月17日～18日

◎建設業労働災害防止協会主催

問合せ先 074212213345

◎足場の組立て等作業主任者技能講習

学科 9月10日～11日

◎令和8年1月14日～15日

◎石綿作業主任者技能講習

学科 6月24日～25日

◎令和8年1月27日～28日

◎フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 6月19日

◎建築物石綿含有建材調査者講習

学科 11月5日

◎令和8年1月27日～28日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良県支部まで
お問合せ下さい。

基準協会や建災防ホームページでも確認できます。

組合員通信



組合員の
皆さまへ



@SUI_DOGRUN

全国建設労働組合総連合の組合員/ご家族/関係者の皆さまは組合である事を受付にて伝えていただくと、ドッグラン入場料(通常税込1,100円)が20%OFFになります！
また、ドッグランご利用のお客様には当日使えるドリンク半額券をお渡ししております、ぜひご利用下さい♪



Cafe

愛犬と寛げるカフェ。
現地にて直接買い付けた
オーストラリア焙煎豆を
お楽しみいただけます！



Dog menu

わんこメニュー全て国産・
無添加・グレインフリー！
わんちゃんもカフェ時間を
楽しんでいただけます！



Photo

プロカメラマンが常駐
しております。
撮影メニューは3種類
ご用意しております！

斑鳩支部
組織拡大行動
新緑が美しい5月12日の14時より、斑鳩支部役員5名で組織拡大運動を実施しました。金融機関2ヶ所、公民館3ヶ所、その他斑鳩町役場、いかるがホール、いきいきプラザ斑鳩へ向かい、組合宣伝

ポスターの貼り替え、ティッシュ配りを行いました。
これからも組合宣伝行動を継続することで、少しでも組織拡大に繋がればと思います。一人でも多くの建築職人に組合加入して貰えるよう斑鳩支部として頑張っていきます。
(支部長 吉川達也記)



役員5名で組織拡大へ出陣

中建国保のホームページを ご活用ください。

保険料シミュレーション

所属の支部、保険料種別、家族数に応じた、月ごとの保険料が簡単な質問に答えるだけでわかります。QRコードを読み取るとスマートフォン専用ページを見ることができます。
<http://www.chuken.or.jp>



中建国保加入者の方々へ

保険料を滞納した場合、資格確認書の返還や保険給付の一時停止等の制裁措置が法律で定められています。万一、保険料が未納の場合、組合をお辞め頂くことになり、同時に、中建国保の加入資格を喪失することとなります。
納付期限の厳守をよろしくお願いいたします。
今後も中建国保の安定運営に皆さまのご理解とご協力をお願いします。

2025年度の 中建国保・資格確認書又は 資格情報のお知らせを 未受領の方

中建国保加入者で「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を受け取っていない方は、支部事務所（支部長）もしくは組合本部までご連絡ください。

桜井支部 組織拡大行動

5月16日の午後から組織拡大行動を実施しました。支部長の福嶋さん・副支部長の笠谷さん・味波さん・書記局1名が参加して、市内の現場を加入パンフレットとティッシュを持って現場を訪問しました。合計5カ所の現場で声を掛けることができました。

良在住で組合に加入されていない職人さんがいたので、組合の紹介と安全作業をお願いしますと声掛けをしました。
これからは地道に声掛けをして一人でも多くの方に興味を持っていただけるよう、頑張っていきたいと思っています。
(本部書記 中西記)

5カ所の現場はそれぞれ大豆越・上之庄・阿部・赤尾・朝倉台にあり、「組合加入していますか？」と声掛けをしたところ、組合に入っている方、そうでない方と様々でした。安全作業と未加入者の紹介をお願いしました。赤尾の現場では奈



役員3名と本部書記で組織拡大パトロール